

「コロナ倒産」を回避する！ 危機対応の資金繰り対策
5 支出の抑制・コントロール （講師 大宅達郎弁護士）

0 はじめに

既に、税金、社会保険料、公共料金、借入金の返済など、支払を猶予する制度や、電気・ガス事業者、金融機関による支払猶予の対応状況などをお伝えしたいと思います。

また、これからご説明する支払猶予の取組は、基本的に事業者から振り込みがない場合に支払期限を延長するというもので、口座からの自動引落の場合には、支払が止まりません。そのため、意図しない引落しを防止するためには、引落口座のある金融機関に対して、自動引落を停止する対応を求める必要があります。

1 税金について

税金には、国税と地方税がありますが、どちらにも猶予制度が設けられており、今回の新型コロナウイルスの影響については、さらに特例が設けられる予定です。国税については、こちらの国税庁のホームページに詳細が記載されています。

国税庁のウェブサイト

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm

財務省のリーフレット

https://www.mof.go.jp/tax_policy/brochure1.pdf

対象となる税は、所得税・法人税、消費税等ほぼ全ての税目になります。

対象となる方については、1年間納付を猶予することができます。

対象となる方は、新型コロナウイルスの影響によって、令和2年2月以降の期間において、事業等に係る収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少している、一度に納税を行うことが困難である方です。個人の方も利用できます。

また、記載されている20%以上の減少がない場合にも他の猶予制度を利用できる可能性があります。

まずは、最寄りの税務署に相談してみることで、猶予の申請書を提出することが大切だと思います。地方税についても同様の制度があります。

2 社会保険料の猶予

年金や健康保険の保険料についても、納付の猶予制度があります。

これらは、基本的に税金と同様の対応となります。

詳しくは、管轄の年金事務所や健康保険組合に相談してください。

日本年金機構（納付の猶予）

<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/jigyonushi/sonota/20120330-02.html>

3 公共料金・電話料金等の支払猶予

水道や電気・ガス、電話料金などについても支払猶予の取組がなされています。

各社ともに支払猶予の申入れがあれば、柔軟に対応することになります。

携帯電話や固定電話などの通信料についても、支払猶予に関する取組が進んでいます。各事業者がホームページ上で対応方針や相談窓口などを公表していますので、契約する事業者のホームページを確認していただければと思います。

電気通信事業者の料金支払期限の延長等の取組状況一覧

https://www.soumu.go.jp/main_content/000682993.pdf

4 借入金等の支払猶予

金融機関からの借入金についても、元本の返済や利息の支払について、迅速かつ柔軟に対応することとされています。

金融庁（リーフレット）

<https://www.fsa.go.jp/ordinary/coronavirus202001/06.pdf>

何もしないと、自動引落によって口座から自動的に支払がなされてしまうので、行動する必要があります。

売上が戻る目途が立たない場合でも、当面の間支払を猶予してくださいといえ、金融機関の方も丁寧に対応してくれると思います。一人で悩まずに、まずは相談してみることをお勧めします。

5 手形・小切手の支払猶予

また、手形・小切手についても、金融庁及び日本銀行からの依頼を受けて、全国の手形交換所において、新型コロナウイルスの影響による資金不足で、支払期日に決済ができなかった場合でも、不渡りの報告や不渡りによる取引停止処分を猶予する対応が取られることになりました。

これらの特別措置は、手形不渡りによる倒産を防止するための措置であり、是非とも知っておいていただきたい措置といえます。

全国銀行協会

<https://www.zenginkyo.or.jp/topic/covid19/dishonored-draft/>

新型コロナウイルスの影響によって

- (1) 支払期日を過ぎた手形・小切手であっても取立や決済が行える
- (2) 資金不足により不渡りとなった手形・小切手について不渡り報告への掲載・取引停止処分を猶予する

6 賃料等の支払猶予

賃料の支払猶予については、国土交通省から業界団体に対して、支払猶予に柔

軟に対応するよう依頼がなされています。

また、国も、賃貸人が取引先の賃料を免除した場合に税務上損金として認められる措置や、猶予に応じた場合の固定資産税の納税猶予措置などを講じています。

事業者の皆さんにおいて、賃料の負担が重いという状況であれば、まずは賃貸人に一時的な支払の猶予や賃料の減額をお願いをすることが大切だと思います。

テナントさんの事業が続かなければ、明渡しを行った上で、新たなテナントを探さなければいけません。その間の賃料も当然入りません。

そのような事態を避けるために、賃料の支払を待ってもらうことは、お互いのためですので、まずは支払について相談することが大切だと思います。

また、賃料に限らず、仕入代金などについても、状況によっては支払猶予をお願いしてよいと思います。

7 お互いの理解と協力によって乗り越えることが大切

新型コロナウイルスの影響によって資金繰りが苦しいという今の状況は、事業者の方に責任があるわけではありません。

それぞれの事業者の方が、互いにコミュニケーションをとりながら、協力することによって手元資金の流出を防ぎ、資金調達が得られた段階、事業が再開した段階で、支払を再開するという取組が重要だと思います。